【様式３】

共　同　企　業　体　協　定　書

（目　的）

第１条　当企業体は、令和７年度秋田県公立学校における１人１台端末の導入業務（Windows）（以下「本業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名　称）

第２条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体の事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地に置く。

（成立の時間及び解散の時間）

第４条　当企業体は、　　年　月　　日に成立し、本業務の契約期間満了後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　所　在　地

　　　　商　　　号

　　　　代　表　者

　　　　所　在　地

　　　　商　　　号

　　　　代　表　者

　　　　所　在　地

　　　　商　　　号

　　　　代　表　者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに企画提案書及び見積書の提出、受託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について、自治体と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外の出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、本業務の契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した

代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決　算）

第１２条　当企業体は、本業務の完了時に決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（本業務期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、秋田県教育情報化推進協議会及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち本業務期間途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して本業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、本業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び秋田県教育情報化推進協議会の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（本業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが本業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び秋田県教育情報化推進協議会の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１８条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　外　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書（構成員数）を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

　　　　　年　　月　　日

　　　所　在　地

　　　商　　　号

　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地

　　　商　　　号

　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地

　　　商　　　号

　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印